

後期高齢者医療保険料変更のお知らせ

◆保険料率が変わりました

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。保険料率は2年ごとに見直されており、令和2年度は次のとおりです。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円 [変更前 50,205円]	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得－33万円)×10.98% [変更前 10.59%]	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て) [変更前 限度額62万円]
------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※令和2年度の年間保険料は6月に決定し、個別に通知します。

◆保険料軽減措置

「均等割」には、世帯の所得に応じて4段階の軽減がありますが、令和2年度については次のとおりです。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	7割軽減	15,614円
33万円	7.75割軽減	11,710円
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	26,024円
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	41,638円

◆保険料の納付方法

保険料の納付は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書払い・口座振替）があります。次のいずれかに当てはまる方は、特別徴収ができないため、納付書や口座振替により納めていただきます。

- ①介護保険料が年金から天引きされていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- ②介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超える方
- ③北斗市の後期高齢者医療制度に新しく加入された方
※新しく加入された方は上記の①又は②の条件に当てはまらない限り、右の表のとおり特別徴収へ変更となります。

口座振替をご希望の方はお問い合わせください。

※特別徴収の方は、口座振替によって普通徴収に変更することもできます。

北斗市の後期高齢者医療制度への加入月	特別徴収開始月
4月～9月	翌年4月
10月～11月	翌年6月
12月～1月	翌年8月(1月は当年)
2月～3月	10月

問 市役所国保医療課医療給付係[内線125]
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

問

市役所子ども・子育て支援課子育て支援係「内線165」

▽令和2年5月中に他の市町村から転入し、新規認定請求を行った方。
▽令和2年5月中に子どもが生まれ、新規認定請求を行った方。

●現況届の提出が不要な方

なお、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受給することができなくなりますのでご注意ください。
また、6月12日(金)を過ぎても案内の書類が届かない場合は、子ども・子育て支援課までお問い合わせください。

現況届とは、毎年6月1日時点における要件(児童の監護、生計関係や所得額等)を満たしているかどうかを確認するために、6月末日までに提出していただく書類です。
現在、児童手当を受給されている方には、手続きの案内・申請に必要な書類を5月下旬に郵送しますので、必要事項を記入のうえ、期限までの提出をお願いします。

現況届の提出をお忘れなく

